相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県小松島市赤石町字赤石一八六番地
一、最後の住所徳島県小松島市赤石町一三番三号　被相続人　亡　泉　敏晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
徳島県徳島市新蔵町一丁目八二番地ダイア
パレス新蔵二〇七森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡砥部町川井一三八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐川　智昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
愛媛県松山市喜与町二丁目三番地二三谷法
律事務所
相続財産管理人　弁護士　谷　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県南島原市南有馬町乙一一一八三番地、最後の住所長崎県南島原市南有馬町乙一〇二九番地　被相続人　亡　村田ハヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月三日
長崎県島原市今川町一八五〇番地一　大手
門ビル五階　有明ひまわり基金法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大田　真和

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月三日
東京都大田区池上五丁目六番一六号
池上通信機企業年金基金
清算人　山田　順二

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月三日
神奈川県横浜市鶴見区豊岡町二六―二〇
東芝ビジネスパートナー厚生年金基金
代表清算人　塩田　哲也

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十九年三月二十一日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月三日
愛媛県松山市井門町一九〇番地の一
愛媛県自動車厚生年金基金
代表清算人　小泉　一郎

（仮称）松前北部風力発電事業に係る環境影響評価書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十一条第二項の規定に基づき、「松前北部風力発電事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）」を作成しましたので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称
松前ウィンドファーム合同会社
代表者の氏名
一般社団法人銭函松前持分管理法人
職務執行者　三品　貴仙
事務所の所在地
東京都中央区日本橋一丁目四番一号
二、対象事業の名称
（仮称）松前北部風力発電事業
種類　風力（陸上）
規模　出力三万六千キロワット（風力発電機の基数　十二基）
三、対象事業実施区域　北海道松前郡松前町字館浜地区から高野地区まで
四、関係地域の範囲　北海道松前郡松前町
五、縦覧の場所　日本風力開発㈱　松前事務所
北海道松前郡松前町字松城七番地五
時間　午前九時から午後五時まで（土・日・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は除く）
期間　平成二十九年四月三日（月）から平成二十九年五月二日（火）まで
評価書及び要約書の電子版は、左記ホームページにおいて閲覧いただけます。
http://matsumae-wind-farm.com
六、問い合わせ先
松前ウィンドファーム合同会社
（担当　日本風力開発株式会社　酒井）
電話　〇三（三五一九）七四八一
平成二十九年四月三日
東京都中央区日本橋一丁目四番一号
松前ウィンドファーム合同会社
代表社員　一般社団法人銭函松前持分
管理法人
職務執行者　三品　貴仙

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成29年4月3日

記

［掲載順序］
①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

C　①ジャパンドリームツアー株式会社　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―6743号　④ジャパンドリームツアー株式会社　東京都港区芝大門1丁目16番11号茶乃木ビル2F　代表取締役　山野浩二　⑤本社営業所　東京都港区芝大門1丁目16番11号茶乃木ビル2F　⑥平成26年1月23日　⑨平成28年11月29日　⑩450万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区芝大門1丁目16番11号茶乃木ビル2F　ジャパンドリームツアー株式会社　代表取締役　山野浩二

C　①FLCトラベル　②第2種旅行業　③大阪府知事登録旅行業2―2858号　④フォーワールド株式会社　大阪市天王寺区国分町20番28号　代表取締役　河形清勝　⑤本社営業所　大阪市天王寺区国分町20番28号　⑥平成28年12月19日　⑨平成29年3月23日　⑩1100万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市天王寺区国分町20番28号　フォーワールド株式会社　代表取締役　河形清勝